

動物実験に関する自己点検・評価報告書

安田女子大学

2019 年 3 月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果
☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料
安田女子大学動物実験の実施に関する規程
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
基本指針（文部科学省）に基づき「安田女子大学動物実験の実施に関する規程」を制定し、平成 20 年 11 月 1 日から施行している。
4) 改善の方針、達成予定時期
特段の不備はなし

2. 動物実験委員会

1) 評価結果
☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料
安田女子大学動物実験の実施に関する規程、2018 年度 各学部動物実験委員会議事録
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）
・本学動物実験の実施に関する規程 第 3 章および第 4 章に、各学部に学部動物実験委員会を置き、さらに、大学動物実験委員会を設置し、審議事項等を審議することが規定されている。 ・平成 20 年 11 月 1 日に施行された本学の規程に基づき、各学部動物実験委員会の委員が任命され、動物実験計画書、遺伝子組み換え動物の導入計画、動物実験終了報告書および結果報告書等の申請および提出について動物実験委員会が開催され、審議されている。 ・各年度末（3 月中旬）には、大学動物実験委員会が開催され、各学部の動物実験の状況、教育訓練の実施、使用動物数等について報告が行われ、人文・社会・自然科学系の多様な委員によって審議されている。
4) 改善の方針、達成予定時期
特段の不備はなし

3. 動物実験の実施体制

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。

2) 自己点検の対象とした資料

安田女子学動物実験の実施に関する規程、動物実験の実施に関するフローチャート、動物実験計画書(様式1)、動物実験計画(変更・追加)承認申請書(様式2)、動物実験結果報告書(様式3)、動物実験(終了・中止)報告書(様式4)、飼養保管施設設置承認申請書(様式5)、施設等(飼養保管施設・動物実験室)廃止届(様式6)、動物実験室設置承認申請書(様式7)、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引き(Ⅳ. 動物実験計画書等の作成要項)

3) 評価結果の判断理由(改善すべき点があれば、明記する。)

- ・本学動物実験の実施に関する規程 第 5 章に、動物実験の承認等、動物実験の実施、動物実験実施後の報告、実験室の承認等、施設等の維持管理等について定められており、その規程 第 11～12 条に、動物実験計画書の立案、審査、承認、実施後の結果報告などの実施について定められている。さらに、規程 第 13・14 条には実験室の承認および第 15 条には施設の維持管理等について定められ、動物福祉に配慮した適正な管理が規定されている。基本指針(文部科学省)に基づいた体制で動物実験が実施されている。
- ・動物実験計画書の作成には、記述式が採用され、3R に留意して実験内容を詳細に立案し、記載する様式である。動物実験計画書の作成の詳細は、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引(Ⅳ. 動物実験計画書等の作成要項)に記載されている。このことは、教育訓練の講習において説明が行われている。
- ・本学では、学部には学部動物実験委員会を置き、学部管理者(学部長)からの諮問に応じて、申請のあった動物実験計画書を審査し、法令、基本指針や規程との適合性を専門的に精査し、学部管理者に審査結果報告書を提出している。これを受けて、学部管理者は動物実験総括管理者(大学長)へ答申する。次に、大学動物実験委員会は、総括管理者からの諮問を受けて、当該の動物実験計画書の審議を実施している。(二段階の審査: 学部動物実験委員会[審議] → 学部動物実験管理者[答申] → 動物実験総括管理者[諮問] → 大学動物実験委員会[審議・答申] → 動物実験総括管理者 → 承認)
- ・動物実験計画書等の学部動物実験委員会における審査は、申請書類を各委員で閲覧し、会議にて審議する形式で行い、書類の不備等がある場合には、修正および注意を喚起している。
- ・実験動物の保管施設および動物実験室には、ネズミ返しなどの設置を義務付け、動物実験委員会の実地調査によって承認された区域を定めている。

4) 改善の方針、達成予定時期

特段の不備はなし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 安田女子大学動物実験の実施に関する規程、安田女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程、安田女子大学研究用微生物安全管理規程、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引（2011 年 12 月 1 日改訂版）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） ・ 遺伝子組換え動物実験については、安田女子大学遺伝子組換え実験安全管理規程が定められており、適正な実施体制で実施されている。 ・ 研究用微生物を実験に利用して行う研究については、安田女子大学研究用微生物安全管理規程が定められており、適正な実施体制で実施されている。 ・ 遺伝子組換え動物の搬入・搬出、またその詳細については、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引（2011 年 12 月 1 日改訂版）－Ⅳ項（21～27 頁）に記載されており、動物実験実施者等に対する教育訓練の講習において説明が行われている。
4) 改善の方針、達成予定時期 特段の不備はなし

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果 ■ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 安田女子大学動物実験の実施に関する規程、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引き、飼養保管施設設置承認申請書（様式 5）、施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届（様式 6）、動物実験室設置承認申請書（様式 7）、安田女子大学動物飼育・実験施設 利用の手引（2011 年 12 月 1 日改訂版）－Ⅴ項
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・実験動物の保管施設の設置等は、規程 第 13 条に、実験室の承認等は、規程 第 14 条に、施設の維持管理等は、規程 第 15 条に定められており、動物福祉に配慮した適正な管理が行われている。・安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引（2011 年 12 月 1 日改訂版）－V 項に記載されており、動物実験実施者等に対する教育訓練の講習において説明が行われている。 |
|---|

4) 改善の方針、達成予定時期

特段の不備はなし

6. その他（動物実験の実施体制において、特記すべき取り組み及びその点検・評価結果）
--

特別な取り組みはなし

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 安田女子大学動物実験の実施に関する規程、動物実験計画書、2018 年度各学部動物実験委員会議事録、2018 年度大学動物実験委員会議事録、2018 年度教育訓練の資料と記録、2018 年度動物実験結果報告書、2018 年度動物実験（終了・中止）報告書、2018 年度動物実験室設置承認申請書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。） - 学部実験動物委員会は、学部管理者（学部長）からの諮問を受け、申請された動物実験計画書が適正な計画立案ができているか、動物福祉に配慮した内容であるかなどを専門家の立場から審議し、学部管理者に審査結果を報告した。当該の動物実験計画書は、学部動物実験管理者 → 動物実験総括管理者（大学長）（諮問）→ 大学動物実験委員会 → 再び、総括管理者を経由して承認された。動物実験計画書は、学部動物実験委員会と大学動物実験委員会による二段階の審査を受けて承認された。 - 安田女子大学動物実験の実施に関する規程に基づき、以下の事項について審議し、学部動物実験管理者を経由して、動物実験総括管理者に答申あるいは報告が行われた。 - 動物実験計画が法令・指針等及び本学機関内規程に適合していること。 - 動物実験計画の実施及び結果の適正性に関すること。 - 施設等及び実験動物の飼養保管状況の適正性に関すること。 - 動物実験の実施に係る教育訓練に関すること。 - 動物実験の実施に係る自己点検・評価に関すること。 - その他動物実験の適正な実施に関し必要とする事項。 - 動物実験室設置承認の新規申請については、実地に調査を行い、規程および設備等の適合性について審査し、学部動物実験管理者を経由して、動物実験総括管理者に報告した。
4) 改善の方針、達成予定時期 特段の不備はなし

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果
☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
2018 年度動物実験計画書、2018 年度動物実験承認一覧、承認済み動物実験施設一覧、2018 年度各学部動物実験委員会議事録、2018 年度大学動物実験委員会議事録、2018 年度教育訓練記録、2018 年度動物実験結果報告書、2018 年度動物実験（終了・中止）報告書、飼養保管施設設置承認申請書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）
・2018 年度は、動物実験計画書 4 件が立案され、動物実験委員会で規程等への適合性について専門的知識・技術を持った委員により審査が行われ、審査結果は学部管理者（学部長）に報告された。その後、動物実験計画書は、学部動物実験管理者 → 動物実験総括管理者（大学長）（諮問）→ 大学動物実験委員会（答申）→ 再び、総括管理者を経由して承認された。 ・学生実習に実験動物を用いた場合は、実習担当教員が動物実験計画を立案と作成を行い、各学部の動物実験委員会および大学実験動物委員会の審査を経て、動物実験総括管理者の承認を得た。実習終了時には、動物実験実習の実施状況、管理状況および実験結果について報告が行われた。
4) 改善の方針、達成予定時期
特段の不備はなし

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針に適合し、当該実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☒ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料
該当なし
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点や問題があれば、明記する。）
該当なし
4) 改善の方針、達成予定時期
該当なし

4. 実験動物の飼養保管状況

(実験動物管理者の活動は適切か？ 飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか？)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 安田女子大学動物実験の実施に関する規程、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引き(2011年12月1日改訂版)
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・動物飼育・実験施設では、標準操作手順書として、安田女子大学動物飼育・実験施設利用の手引きを飼育室等に置き、それに基づいて飼育管理作業を行っている。 ・実験動物の主な感染症については、SPF 項目を設定し微生物モニタリング(2018年度)を行った。 ・学部実験動物管理者は、上記の業務の実施について、施設運営担当の教員等の指導を行った。
4) 改善の方針、達成予定時期 特段の不備はなし

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？ 修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 動物実験室空調設備点検報告書、圧力容器検査記録、圧力容器自主点検記録、自己点検記録
3) 評価結果の判断理由(改善すべき点や問題があれば、明記する。) ・空調等に係る設備は定期的に点検し、フィルター等の清掃及び交換を必要に応じて行った。 ・蒸気高圧滅菌器は圧力容器の法的規制に基づいて、自主点検と監督官庁の検査を定期的に行った。 ・飼養保管施設や実験室の維持管理状況は、大学動物実験委員会で報告が行われた。
4) 改善の方針、達成予定時期 特段の不備はなし

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果
☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
安田女子大学動物実験の実施に関する規程、安田女子大学薬学部動物飼育・実験施設利用の手引き (2011 年 12 月 1 日改訂版)、動物実験の実施に係る教育訓練の記録、各学部動物実験委員会議事録、大学実験動物委員会議事録要旨
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
毎年度、基本指針 (文部科学省) 及び本学規程に基づく教育訓練が複数回開催され、動物実験に関わるすべての利用者が教育訓練を受講できるように実施された (2018 年度、6 回)。
4) 改善の方針、達成予定時期
特段の不備はなし

7. 自己点検・評価、情報公開

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか?)

1) 評価結果
☐ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☒ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料
安田女子大学動物実験の実施に関する規程、安田女子大学薬学部動物飼育・実験施設利用の手引き (2011 年 12 月 1 日改訂版)、2018 年度の安田女子大学動物実験関係書類、動物実験に関する自己点検・評価報告書 (平成 21・22 年度、平成 23~25 年度、平成 26 年度)
3) 評価結果の判断理由 (改善すべき点や問題があれば、明記する。)
・法令「動愛法」、基本指針 (文部科学省)、および、安田女子大学動物実験の実施に関する規程を遵守して、動物実験計画の申請とその結果報告・終了報告等が真摯に実行されていること ・上記の記録が、年度ごとにまとめて保管されていること ・動物実験に関する自己点検・評価報告書 (平成 21・22 年度版および平成 23~25 年度版、平成 26 年度版) ・情報公開の方法については考慮中であること (現在は平成 21・22 年度版を公開中)
4) 改善の方針、達成予定時期
動物実験施設相互検証を経て情報公開することを考慮している (計画中)。

8. その他

(動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項及びその結果)

特別な取組みはなし
